

# 福岡観光コンベンションビューロー

## コンベンション開催助成金制度 概要

### コンベンション開催助成金の制度について

開催都市が未決定で、助成を行うことで福岡市での開催が促進されるコンベンション(国際機関・国際団体又は、国内団体が主催する事業)のうち、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー会長が適当と認めたコンベンションの主催者に対して、コンベンション開催助成金(以下「助成金」という)を交付します。ただし、会議を伴わない展示会・見本市・イベント、民間企業 1 社が開催する社内会議や製品説明会等は含みません。

## 1. 開催助成金交付までの流れ

### コンベンションの誘致段階

(随時) 助成金の交付を希望されるコンベンションの主催者は、別紙の「コンベンションアンケート」を誘致段階でご提出ください。

### コンベンション開催の前年度

福岡市内での開催が決定したコンベンションの主催者(以下「主催者」という)は、助成金申請の手続きとして、所定の助成金交付申請書を2月までにご提出ください。福岡観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という)は3月中に「助成金審査会」を開催し、3月末日までに交付決定の有無を主催者に通知いたします。

### コンベンション開催の当該年

(コンベンション終了後) 主催者は、コンベンション終了日より30日以内に事業実績報告書と関係書類をビューローにご提出ください。

(報告書受領後) ビューローは報告書内容を確認のうえ、助成金を交付します。

※詳しくは、別添の「助成金スケジュール」をご覧ください。

## 2. 開催助成金交付対象事業

学術・技術・文化・芸術・スポーツ・産業または経済の振興に広く寄与する国際コンベンションや国内コンベンションで、次の要件を全て満たすものが対象となります。

### (1) 国際コンベンションの助成対象事業

- 一日あたりの外国人\*参加者数が50名以上
- 参加国が日本を含む3ヶ国以上
- 会期が2日以上であるもの

※外国人については、国内在住者(留学生を含む)を除きます。

## (2) 国内コンベンションの助成対象事業

- 九州規模以上
- 一日当たりの参加者数が 1,000 名以上
- 会期が 2 日以上であるもの

## 3. 除外事業

次の各号に該当するものは助成対象事業から除外します。

- (1) 毎年福岡市で開催されるもの
- (2) 福岡市からこの要綱以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの
- (3) 国、地方公共団体又はその他機関から、助成金の交付対象となる経費を同じくする金銭的な助成を受けるもの
- (4) 営利を目的として開催されるもの
- (5) 政治的又は宗教的な目的をもって開催されるもの
- (6) 法令又は公序良俗に反する目的で開催されるもの
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが開催にかかわっているもの
- (8) 助成対象者が市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納しているもの

## 4. 助成金対象経費

助成金交付に当たっては、次の各号に該当するものを助成金対象経費とします。また、助成金対象経費の 30%に相当する額を超えない範囲で、国際コンベンション及び国内コンベンションの助成金限度額に基づく金額を支出します。

- (1) 会場費
- (2) 装飾費
- (3) 広報費
- (4) 報酬及び謝礼金
- (5) 運営事務費
- (6) ソーシャルプログラムにかかる経費
- (7) S D G s 達成に貢献する取組みにかかる経費
- (8) その他会長が必要と認める経費

## 5. 助成金交付決定後の変更

助成金の交付決定を受けた主催者は、当該助成事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに助成金交付決定変更承認申請書を提出し、ビューローの承認を受けてください。

## 6. 助成金の取消

- (1) 助成金を受けることになった事業が中止されたとき。または、実施される見込みがないとビューローが認めたとき
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
- (3) 助成金を受ける主催者がこの制度に違反したとき
- (4) その他、ビューローが助成を行うことを不適当と認めたとき

なお、助成金額の確定があったのちにおいても適用するものとします。

その他、詳細については担当者まで、お問合せをお願いします。